

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	産業振興課長	上田忠次
土木課長	神野忠昭	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	鈴木博貴
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	山田淳		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第1号 令和5年度弥富市一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第9 議案第7号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 弥富市立保育所条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第15 議案第13号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 市道の廃止について
- 日程第17 議案第15号 市道の認定について
- 日程第18 議案第16号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第19 議案第17号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、佐藤高清算議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第2、報告第1号を議題とします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第1号 令和5年度弥富市一般会計予算

日程第4 議案第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第5 議案第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第6 議案第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計予算

日程第9 議案第7号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 弥富市立保育所条例等の一部改正について

日程第11 議案第9号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 市道の廃止について

日程第17 議案第15号 市道の認定について

日程第18 議案第16号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第13号）

日程第19 議案第17号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第18号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野広行君） この際、日程第3、議案第1号から日程第20、議案第18号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質疑させていただきます。

まず、議案としては3点、議案第7号弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

まずは、この対応としましては、生活保護に基づく、生活保護を受けている外国人の方が医療扶助を受けるために、オンライン受診をするときに、そういった形で個人番号を識別するためのいわゆるマイナンバーカードを必要とするということだと思っておりますけれども、この生活保護を受ける者に対して、このマイナンバーカードは必ず取得しなければならないものなのかどうかお答えください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

お答えいたします。

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではございません。このたびの改正につきましては、日本人の生活保護受給者については、いわゆるマイナンバー法に既に個人番号利用事務が定められているため、オンライン資格確認が利用可能でございますが、外国人の生活保護受給者についても同様にオンライン資格確認を利用可能とするため、条例に規定する必要性があり、改正するものであります。

この改正を行うことによりまして、医療機関にてマイナンバーカードを提示することで、確実な資格・本人確認を行うとともに、医療券の発行・送付等の手続を省力化し、利用者の利便性の向上を図ることとなります。本市といたしましては、生活保護受給者の方に対しまして、マイナンバーカード取得の利便性を説明させていただきまして、カード取得促進を進めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 作るかどうかは本人次第ということは確認できました。ただし、医療証等の要は手続が、まず役所に行って戻ってきたりしてそれで受診すると、そういう手間が省けるということで、今までそれが外国人に対応していなかったものを対応させるということになるかと思imasので、そういった議案の趣旨としては理解させていただきました。

続いて、議案第8号弥富市保育所条例等の一部改正についてでございます。

この議案の中身を見てみますと、現行と改正案が示されておりまして、こども家庭庁の発足によって権限部署が変更されるというところだと思んです。そうした中で、厚生労働大臣から主務大臣、あるいは総理大臣ということで変更がなされておりますので、この点について、この条例改正によって内閣総理大臣の権限が強まるということになるんじゃないかと危惧しますが、そういったことでよかったですか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今回の条例一部改正案につきましては、昨年6月に成立し、本年4月から施行されるこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等に基づき関連する市条例の規定を整備するもので、条例改正によって内閣総理大臣の権限が強まるものではないと考えております。

当該法令の施行によって、例えば主務大臣及び主務省令が厚生労働大臣、厚生労働省令から内閣総理大臣、内閣府令に改めるなど、国としては今後の子供施策の推進に関し、より迅速な対応を図ることができるのではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 部長のほうは、総理大臣の権限が強まるということではないということですけども、実際にはやっぱり厚生労働大臣を飛ばして、そうした形でこども庁の権限でできるようになってくると。このトップは総理大臣ですから、そうした簡略化が図られるというところとともに、やはりこうした権限についても強まるものだというふうに感じております。

続きまして、議案第13号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

この議案を見てみますと、今回資産割を廃止すると、負担ゼロということになってくるといふふうに読むことができます。ただ、その分、均等割、平等割、あるいは所得割に上乘せしていくという形になると思いますが、この改正によってどのような世帯が負担が下がることになって、どのような世帯が逆に負担が上がることになるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今回の税率改正は資産割を廃止し、令和4年度に県が示した本市の標準保険料率と現状の保険税率との差のうち、3分の2を調整するも

のであります。資産割廃止による税収の減少は、所得割、均等割、平等割で上乗せをいたします。資産割を廃止いたしますので、収入が低く資産割が高かった世帯は負担減となります。反対に所得が多く加入者も多い世帯は負担増となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、部長のほうにはそうやって答えてもらったんですが、実質資産があつて収入がない方、例えば例示すると土地等を持っている現況引退された高齢者等、こういった方は負担が下がるというふうに思うんですが、逆にまだ家を買っていない、これからですよという主に子育て世帯ですよ、資産のないそういった方々が子供が生まれると、すると人数が増えるわけですから、その分負担が上がるということになるかと思うんですよ。そうした解釈でいいかと思いますが、この点については委員会のほうで追及させていただきませんが、やはりそうした状況になっていくということは子育て支援に逆行するんじゃないかというふうに感じております。

また、2つ目として、どのような理由でこの資産割を廃止することになるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市は所得割、資産割、均等割、平等割を合計し税額を算出する4方式で課税をしておりますが、資産割を廃止し3方式とする市町村が大半を占めており、後期高齢者医療制度も所得割と均等割の2方式で賦課を行っております。

国民健康保険制度が設立された当時は、加入者の多くが農林水産業や自営業者であり、資産割はこれまでの国民健康保険運営において、景気に左右されない安定財源として一定の役割を果たしてきておりました。しかし、現在では年金受給者等が加入者の多くを占め、資産の所有実態の多くが居住用の資産となっているなどのことから資産割を採用している自治体が少数となっております。

本市におきましても、令和2年度から国民健康保険の事業に関する運営協議会において、資産割の廃止に向けて検討を行い、第1段階として、令和2年度に後期支援金分と介護納付金分の資産割を廃止し、医療費分の資産割を16%から8%に改正を行い、今回令和5年度で資産割を廃止することといたしました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、部長がおっしゃったように高齢者の加入、特に年金受給者の加入が増えていると、逆に自営業者で経済的にも力があつたところが逆に弱まっているという状況だと思うんですよ。そうした中で資産割を廃止するということは、悪いことでは僕はないと思います。ただし、その資産割を廃止した分平等割、均等割に乗せていくということは、子供が増えればその分負担も増えるという状況になりますので、やはりこうした状況の中、この資産割を廃止した分を被保険者で求めるんじゃなくて、国や県などが、あるいは市など

が負担することはできないのでしょうか、それをお答えください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 国民健康保険の制度では、その財源は国や県からの支出金と国民健康保険税で賄うこととなっております。資産割廃止による税収の不足分は所得割、均等割、平等割を上乗せする必要がある、資産割廃止に対して国や県の補助はございません。

国民健康保険特別会計の歳出のうち、県に支払う国民健康保険事業費納付金が令和4年度と令和5年度当初予算を比較すると5,580万円の増となりました。これは主に、公費の減少と県が活用していた決算余剰金が底をついたことによるものでございます。

これを賄うため、市国民健康保険の余剰金である財政調整基金を活用し、国や県から削減を求められている決算補填目的の法定外繰入の額が増えることとなりますが、急激な国民健康保険税の上昇を抑えるための激変緩和として、一般会計から約2,000万円を繰り入れることにより、当初予算を編成をいたしました。令和5年1月下旬に納付金はさらに804万円の増、令和5年度当初の予算増加分を合わせると、県への納付金の額が6,384万円の増額となりました。

本議会では税率改正議案を上程し、それに伴う税率改正等の補正予算を9月議会に上程する予定をしておりますが、財政調整基金が底をついてしまうと、令和5年度から国民健康保険の運営が非常に厳しくなることから、税率改正により国民健康保険財政を少しでも安定させることといたしました。これ以上の決算補填目的の繰入れの増加は困難であり、必然的にさらに税率を上げていかなければならなくなるため、市独自の減免等補助の拡大については考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑としては3回ということですので、質疑としてはこれで終了いたしますが、残り、続きは委員会のほうでさせていただきますが、これだけ一つ言わせていただきたいのは、やっぱりそういった負担は本当に限界に来ているというところだと思うんです。やっぱりそこは国や県に強く要望していくと同時に、これは市長のほうでも市議会議長村会で、以前は1兆円国費を投入せよという形で要望したと思うんですよ。だから、それを実行してもらわないといけないと思うんです。そうした負担はやっぱりしてもらわんことには本当にもたないという状況に来ていますので、市はそういった中で、一般会計から1,000万円入れるということで努力していただいたと思うんですが、やっぱりそれでもまだまだ足りないし、そういう中で、今、物価高騰がさらにのしかかっているわけで、そこにさらに負担させていくのは大変だと思うんですよ。だから、やっぱりそういった形で負担軽減を考えていく必要があると思いますので、ぜひそのことも念頭に置きながら委員会のほうで質疑さ

せていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広 行

同 議員 那 須 英 二

同 議員 小久保 照 枝

